

御前崎市地区センター体育施設使用料

(1)運動場・広場照明設備

区 分	【現行】※令和5年6月30日まで			【改定】※令和5年7月1日から			
施設名	利用区分	使用料	摘 要	利用区分	使用料	摘 要	
高松運動場 比木運動場 朝比奈中央広場 新野柏木広場	一般	2,100	18:30~21:30	一般	市内	2,200	18:30~21:30
	スポーツ少年団 ・消防団	1,050			市外	6,600	
スポーツ少年団 ・消防団			1,100				

※ スポーツ少年団及び消防団は、市内に活動拠点を有する団体を対象とします。

(2)体育館アリーナ

区 分	【現行】※令和5年6月30日まで					【改定】※令和5年7月1日から					
施設名	利用時間	午前	午後	夜間	1日	利用時間	午前	午後	夜間	1日	
高松体育館 比木体育館 朝比奈体育館 新野体育館	利用区分	一面	一面	一面	一面	利用区分	一面	一面	一面	一面	
	一般	520	520	520	1,050	一般	市内	550	550	550	1,100
							市外	1,650	1,650	1,650	3,300
スポーツ少年団 ・消防団	260	260	260	260	520	スポーツ少年団 ・消防団	280	280	280	550	

※ スポーツ少年団及び消防団は、市内に活動拠点を有する団体を対象とします。